

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること等の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 20 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項、第 20 条、第 21 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育の利用について行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 満 3 歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。） (2) 満 3 歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (3) 満 3 歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 2. 小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。 3. 2 の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。 4. 市町村は、2 の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが 1 に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。 5. 市町村は、2 及び 4 の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところ

	<p>により、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する1に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。</p> <p>6. 2の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内になければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができる。</p> <p>7. 支給認定は、内閣府令で定める期間内に限り、その効力を有する。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30日</p>
備 考	原則申請日から30日以内に認定(20-6)
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること等の認定の変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 23 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 23 条第 1 項・第 2 項 子ども・子育て支援法施行規則第 10 条
審 査 基 準	■設定 □未設定
	支給認定保護者は、現に受けている支給認定に係る当該支給認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、保育必要量、支給認定の有効期間、利用者負担額に関する事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、支給認定の変更の認定を申請することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定教育・保育施設の確認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項、第 34 条第 1 項・第 2 項・第 3 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 特定教育・保育施設の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。附則第 7 条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。</p> <p>(1) 認定こども園 法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>2. 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の利用基準」という。）を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 認定こども園 認定こども園法第 3 条第 1 項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第 9 項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、同条第 3 項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第 9 項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は同法第 13 条第 1 項の規定により都道府県（指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等）の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）</p> <p>(2) 幼稚園 学校教育法第 3 条に規定する学校の設備、編制その他に関する設</p>

	<p>置基準（幼稚園に係るものに限る。）</p> <p>(3) 保育所 児童福祉法第 45 条第 1 項の規定により都道府県（指定都市等又は児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）</p> <p>3. 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。）を提供しなければならない。</p> <p>4. 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設に係る利用定員</p> <p>(2) 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p><input type="checkbox"/>設定 <input checked="" type="checkbox"/>未設定</p> <p>過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 3 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定教育・保育施設の確認の変更
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 32 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 32 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る同項の確認の変更を申請することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定地域型保育事業者の確認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 43 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 43 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 特定地域型保育事業者の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第 6 条の 3 第 1 2 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定地域型保育事業者の確認の変更
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 44 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 44 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 特定地域型保育事業者は、利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る同項の確認の変更を申請することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日